

2025年10月6日の経営会議の概要について

開催日時	2025年10月6日（月）午前10時～午前11時
開催場所	政策会議室
付議目的	最終案の承認
所管部課	環境資源部
案 件 名	2030年度までの廃棄物施策の方針
実施期間	2026年4月～2031年3月
法令根拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律など
対 象 者 （お客様）	市民、事業者
案件概要	1 位置づけ 本方針は、近年の社会環境の変化を受け、2021年度策定の第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画（以下、「基本計画」という。）における、後期アクションプラン（2026年度～2030年度）の方向性を示すものである。 2 廃棄物施策に求められていること 基本計画では、2030年度にごみの焼却による温室効果ガス排出量を 24,000t-CO₂、ごみの総資源化率を 40%とする目標を掲げている。しかし、2024年度実績は目標値から程遠く、目標達成のためには、温室効果ガスの削減効果が高く、資源化が可能な、容器包装プラスチック（以下、「容器プラ」という。）と製品プラスチック（以下、「製品プラ」という。）の収集・資源化が不可欠な状況である また、2022年1月に稼働した町田市バイオエネルギーセンターでは、焼却量が設計上限値（年間 63,000 t）を超える状態が続いている。2024年度年間焼却量 71,700 tのうち、プラスチックは 11,000 tを占めており、容器プラの収集・資源化開始後の2026年度であっても、年間焼却量は 67,200 t、このうちプラスチックは 7,000 tの見込みである。基本計画の目標を達成し、焼却炉の延命、管理運営費抑制を図るには、2029年度に年間焼却量を 63,000 t以下にする必要がある。そのためには、製品プラの収集・資源化を開始し、プラスチックの年間焼却量を 4,000 t以下にすることが必須である。 さらに、ゼロカーボンシティを実現するには、市民が正しく分別したごみ量の割合を示す「分別協力率」100%を目指す必要がある。市のプラスチックの分別協力率は、現状 35%（2024年度）であるが、2030年度までのマイルストーンとして、56%まで引き上げる。そのためには、これまでの普及啓発の取組の強化に加え、デジタル技術を活用するなど、新たな取組が必要である。 そして、廃棄物の収集・運搬業務においては、2024年4月の働き方改革関連法改正による、ドライバー不足の深刻化を背景として、収集・運搬委託事業者から、労働環境の改善が求められている。具体的には、1週間の収集日数を6日か

	ら 5 日に変更すること、資源物収集車両の従事者を 1 名から 2 名以上に増員することを求められており、後者は、労働安全衛生上の観点からも改善が必要とされている。社会の趨勢や、市民サービスとコストのバランスを踏まえた上で、効率的かつ持続可能な廃棄物の収集・運搬体制を確保する必要がある。 3 2030 年度までの廃棄物施策の方針 (1) 製品プラスチックの収集・資源化を開始する (2) 分別協力率の向上を図る (3) 効率的かつ持続可能な廃棄物の収集・運搬体制を確保する
主な意見	○今後の廃棄物施策の推進に当たっては、分別協力率の目標値を設定し、見える化すること。 ○その他文言を整理すること。
審議結果	提案内容を承認する。上記意見に留意したうえで進めること。
出席者	< 構成員 > 石阪市長、榎本副市長、櫻井副市長、教育長、政策経営部長、経営改革室長、広報担当部長、総務部長、財務部長 < 幹事 > 企画政策課長、広報課長、秘書課長、総務課長、法務課長、職員課長、財政課長 < 説明者 > 環境資源部長、循環型施設担当部長、環境政策課長、環境政策課担当課長、ごみ収集課長、ごみ収集課担当課長、循環型施設管理課長、循環型施設管理課担当課長、循環型施設整備課長、循環型施設整備課担当課長